

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月19日

令和6年度税制改正大綱に伴う大磯町町税条例の一部改正について

資 料

1	概要	1
2	予定する改正内容	1
3	留意事項	2

税 務 課

令和6年度税制改正大綱に伴う大磯町町税条例の一部改正について

1 概要

令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）に基づく令和6年度地方税制改正の一環として、令和6年3月末に地方税法の一部改正が予定されています。

このことに伴い、令和6年3月末に大磯町町税条例の一部改正について専決処分を行う予定です。

2 予定する改正内容

(1) 個人町民税所得割額に係る定額減税に係る規定の整備（予定）

【令和6年3月専決処分（予定）】

- ・ 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円（令和6年分の所得税額からは3万円/1人）の減税が実施されます。
※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限ります。
- ・ 定額減税による個人住民税所得割の減収額は、全額国費で補填されます。

(2) 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課税する固定資産税の経過措置の延長に係る規定の変更

【令和6年3月専決処分】

- ・ 固定資産税（土地）について、用途変更宅地等（※1）や類似用途変更宅地等（※2）の税額計算に必要な前年度の課税標準額の算出方法については、原則として、「平均負担水準方式」（※3）を適用することとされています。
- ・ その一方で、市町村の条例で定めることにより、「平均負担水準方式」を採用せず、「みなし方式」（※4）により課税標準額を算出することができるという経過措置が平成11年度から継続されています。
- ・ 本町においては、用途変更宅地等に係る課税標準額の算出に関し、周辺の土地に合わせた負担調整を行うことができる「みなし方式」を平成11年度から採用しており、その旨を大磯町町税条例の附則で定めています。
- ・ 今回の法改正により、現在、令和5年度までとなっている経過措置が3年間延長されることから、現在、大磯町が平成11年度から令和5年度まで採用している「みなし方式」を令和6年度以降も引き続き適用するため、条例改正を行うものです。

【用語解説】

※1 用途変更宅地等

課税する年度の土地の用途が、その前年度の用途と異なっている宅地等
(例 課税する前年度：宅地(非住宅用地) → 課税する年度：宅地(住宅用地) など)

※2 類似用途変更宅地等

課税する年度の土地の地目が、その前年度の地目と異なっている宅地等
(例 課税する前年度：雑種地 → 課税する年度：宅地(住宅用地) など)

※3 平均負担水準方式

用途や地目が変わった土地の前年度の課税標準額を、町全体の平均的な負担割合(平均負担水準)によって算出する方式

$$\text{平均負担水準} = \frac{\text{地目や用途ごとに、課税する年度の前年度の大磯町全体の課税標準額の総額}}{\text{地目や用途ごとに、課税する年度の前年度の大磯町全体の評価額の総額}}$$

※4 みなし方式

用途や地目が変わった土地の前年度の課税標準額を、その土地が従前から変更後の用途や地目であったものとみなして再計算する方式

3 留意事項

令和6年1月9日時点における情報のため、今後、追加等の可能性があります。